

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第6項の規定に基づき、牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部を次のように変更し、令和6年4月1日から適用することとしたので、同条第1項の規定に基づき公表する。

令和5年11月14日

農林水産大臣 宮下 一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
<p>前文</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 しかしながら、近年、飼料規制等の対策の徹底により、BSEは世界的に発生頭数が減少し、我が国においては、飼料規制開始直後の2002年1月生まれの牛を最後にその発生は確認されていない。</p> <p>このような状況の中、我が国は2013年5月に、国際獣疫事務局（以下「<u>WOAH</u>」という。）から「無視できるBSEリスク」の国に認定され、我が国のBSE対策の有効性が国際的にも評価されている。</p> <p>4～6 （略）</p>	<p>前文</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 しかしながら、近年、飼料規制等の対策の徹底により、BSEは世界的に発生頭数が減少し、我が国においては、飼料規制開始直後の2002年1月生まれの牛を最後にその発生は確認されていない。</p> <p>このような状況の中、我が国は2013年5月に、国際獣疫事務局（以下「<u>OIE</u>」という。）から「無視できるBSEリスク」の国に認定され、我が国のBSE対策の有効性が国際的にも評価されている。</p> <p>4～6 （略）</p>

第1 基本方針

1 (略)

2 近年、飼料規制等の対策の徹底により、BSEは世界的に発生頭数が減少しているが、次の理由から、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号。以下「特措法」という。）及び家伝法に基づく一定レベルの監視体制を継続する必要がある。

(1) これまでの検査の積重ねにより、BSEプリオンに汚染された飼料等を摂取することが感染の原因とされるBSEとは異なる非定型BSEと呼ばれるBSEが確認されている。非定型BSEは、世界的にも極めて事例が少ないが、孤発性の疾病であるとされており、引き続き発生動向を監視する必要がある。

(2)・(3) (略)

3・4 (略)

5 BSEの発生時には、迅速な疫学調査により、過去の飼料給与状況、同居牛等を把握することで、感染源を確実に遮断するとともに、飼料規制上の問題の有無について検証することが重要である。

このため、行政機関及び関係機関は、BSEの発生時における的確なまん延防止措置及び飼料規制の検証が講じられるよう、危機管理体制を維持する必要がある。

6 (略)

第2 発生時に備えた事前の準備

1 農林水産省の取組

(1) 諸外国やW O A H等の国際機関との相互の情報交換も通じ、常に海外における最新のBSEの発生状況を把握し、必要に応じて関係省庁、都道府県、関係機関、関係団体等に情報提供するとともに、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表する。

(2)・(3) (略)

2 都道府県の取組

(1) 牛の所有者及び死体を検案した獣医師（以下「所有者等」という。）に対して、特措法第6条第1項の規定に基づき、家伝法第13条第1項の規定による届出をする場合その他牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号。以下「特措法施行規則」という。）第2条各号に掲げる場合を除き、届出義務が生じていることを周知するとともに、第3の1の(1)のアの検査が確実に行われていることを確認する。

(2)~(7) (略)

3・4 (略)

第3 BSE監視のための検査

1 死亡牛検査並びに異常牛の発見及び検査の実施等

(1) 死亡牛検査及びその結果の報告

ア 死亡牛検査

都道府県知事は、特措法第6条第1項又は家伝法第13条の2第1項の規定に基づく届出のあった死亡牛について、当該死亡牛の所有者に対し、家伝法第5条第1項及び特措法第6条第2項の規定に基づき、家畜防疫員による検査を受けるべき旨を命令し、次のaからeまでに分類した上で、当該検査を実施する。

第1 基本方針

1 (略)

2 近年、飼料規制等の対策の徹底により、BSEは世界的に発生頭数が減少しているが、次の理由から、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号。以下「特措法」という。）及び家伝法に基づく一定レベルの監視体制を継続する必要がある。

(1) これまでの検査の積重ねにより、BSEプリオンに汚染された飼料等を摂取することが感染の原因とされるBSEとは異なる非定型BSEと呼ばれるBSEが確認されている。非定型BSEは、世界的にも極めて事例が少ないが、孤発性の疾病であることが示唆されており、引き続き発生動向を監視する必要がある。

(2)・(3) (略)

3・4 (略)

5 BSEの発生時には、迅速な疫学調査により、過去の飼料給与状況、同居牛等を把握することで、疑似患畜を特定し、当該疑似患畜の検査、殺処分及び焼却処分を行うことで感染源を確実に遮断するとともに、飼料規制上の問題の有無について検証することが重要である。

このため、行政機関及び関係機関は、BSEの発生時における的確なまん延防止措置及び飼料規制の検証が講じられるよう、危機管理体制を維持する必要がある。

6 (略)

第2 発生時に備えた事前の準備

1 農林水産省の取組

(1) 諸外国やO I E等の国際機関との相互の情報交換も通じ、常に海外における最新のBSEの発生状況を把握し、必要に応じて関係省庁、都道府県、関係機関、関係団体等に情報提供するとともに、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表する。

(2)・(3) (略)

2 都道府県の取組

(1) 牛の所有者及び死体を検案した獣医師（以下「所有者等」という。）に対して、特措法第6条第1項の規定に基づき、家伝法第13条第1項の規定による届出をする場合その他牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号。以下「特措法施行規則」という。）第2条各号に掲げる場合を除き、届出義務が生じていることを周知するとともに、第3の1の(1)のアの(ア)の検査が確実に行われていることを確認する。

(2)~(7) (略)

3・4 (略)

第3 BSE監視のための検査

1 死亡牛検査並びに異常牛の発見及び検査の実施等

(1) 死亡牛検査及びその結果の報告

ア 死亡牛検査

(ア) 都道府県知事は、特措法第6条第1項又は家伝法第13条の2第1項の規定に基づく届出のあった死亡牛について、当該死亡牛の所有者に対し、家伝法第5条第1項及び特措法第6条第2項の規定に基づき、家畜防疫員による検査を受けるべき旨を命令し、次のaからcまでに分類した上で、当該検査を実施する。

この場合、当該検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「家伝法施行規則」という。）第9条第2項及び別表第1の規定に基づく検査とする。

a 死亡前に平成23年農林水産省告示第1865号（家畜伝染病予防法第13条の2第1項及び第4項並びに家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項第5号の規定に基づき、同法第13条の2第1項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第4項の農林水産大臣の指定する検体並びに同令第9条第2項第5号の農林水産大臣が指定する症状を定める件）第1号の表中牛の項及び第3号に規定する次の症状（以下「特定症状」という。）を呈していた又は呈していた可能性が高い牛

① 治療の効果が期待できない進行性の次のいずれかの行動変化があること。

i ~ vi （略）

② （略）

b 死亡前に歩行困難、起立不能等の症状（異常姿勢（犬座姿勢）、異常歩様（特に後肢運動失調）、頭を低くすること、障害物回避が困難になること、起立不能等）を呈していた又は呈していた可能性が高い牛であって、その症状が進行性であり、行動変化又は神経症状を呈する他の一般的な理由（感染症又は代謝性、外傷性、腫瘍性若しくは毒性の原因をいう。以下同じ。）では説明できないもの

c 死亡前に進行性の行動変化（治療の効果が期待できない、沈鬱、緊張、目又は耳の左右非対称かつ過剰な動き、明らかな流涎の増加、鼻を舐める動作の増加、歯ざしり、振戦、過剰な発声、パニック反応、過剰な警戒等）又は進行性の非特異的な症状（乳量減少、栄養状態の悪化、体重減少、徐脈及びその他心拍障害等）を呈していた又は呈していた可能性が高い牛であって、その症状が行動変化又は神経症状を呈する他の一般的な理由では説明できないもの

d と畜場における生体検査で奇声、旋回等の行動異常、運動失調等の神経症状等の理由でと殺・解体禁止となり、死亡し又はとう汰された牛

e そのほか、家畜防疫員が検査の必要があると認めた死亡牛又はとう汰された牛（削る。）

イ （略）

この場合、当該検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「家伝法施行規則」という。）第9条第2項及び別表第1の規定に基づく検査とする。

a 月齢に関わらず、死亡前に平成23年農林水産省告示第1865号（家畜伝染病予防法第13条の2第1項及び第4項並びに家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項第5号の規定に基づき、同法第13条の2第1項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第4項の農林水産大臣の指定する検体並びに同令第9条第2項第5号の農林水産大臣が指定する症状を定める件）第1号の表中牛の項及び第3号に規定する次の症状（以下「特定症状」という。）を呈していた又は呈していた可能性が高い牛

① 治療の効果が期待できない進行性の次のいずれかの行動変化があること。

a ~ f （略）

② （略）

b 満48か月齢以上であって、死亡前に歩行困難、起立不能等であった牛又は上記a以外の理由によりと畜・解体禁止となり、死亡し、又はとう汰された牛（以下「起立不能牛」という。）

c 上記a及びbに該当しない牛

（新設）

（新設）

(イ) 満48か月齢未満の死亡牛であって家伝法施行規則第9条第2項第5号以外のものは、特措法第6条第1項の規定に基づく届出対象ではなく、また、満48か月齢以上の死亡牛であっても特措法施行規則第2条各号の規定に該当する場合は、特措法第6条第1項の規定に基づく届出を行う必要がないとされているが、都道府県は、原則として、以下の死亡牛（特措法施行規則第2条第6号の規定に該当するもの並びに病原体が散逸するおそれがあるものとして家伝法第16条の規定に基づきと殺されたもの及び家畜防疫員が検査の実施が困難であると判断したものを除く。）について、(ア)と同様の検査方法により検査を実施することとする。

a 満48か月齢以上の死亡牛であって、家伝法第16条第1項第1号及び第2号の疾病以外の家畜伝染病の患畜又は疑似患畜で死亡し、又は殺処分されたもの及び届出伝染病にかかっている又はかかっている疑いがあるもの

b そのほか、家畜防疫員が必要と認めた死亡牛又はとう汰された牛（満48か月齢未満であって、(ア)のbに該当する牛等）

イ （略）

(2) 異常牛の発見及び検査の実施

ア 牛の所有者等から通報を受けたときの対応

都道府県は、次の場合には、直ちに家畜防疫員を現地の農場又はと畜場に派遣する。
また、都道府県は、通報者等に対し、当該農場の飼育家畜及び牛の死体等の移動を自粛するなど必要な指導を行う。

(ア) (略)

(イ) 牛の所有者又は獣医師から、農場段階において、BSE関連症状（1）のアのbの症状又はcの症状のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。）のうち歩行困難、起立不能等の症状を呈している又は呈している可能性が高い牛であって、その症状が進行性であり、行動変化又は神経症状を呈する他の一般的な理由では説明できないものがある旨の通報を受けた場合

(ウ) (略)

イ 都道府県による臨床検査等

(ア) 家畜防疫員は、アの(ア)若しくは(イ)の農場又は同(ウ)のと畜場において、家畜防疫員が異常牛（アで示す異常を呈している又は呈している可能性が高い旨の通報に係る牛をいう。以下同じ。）について、当該牛及び当該牛が飼育されていた農場の同居牛に対して特定症状等の有無について、徹底した臨床検査を実施する。

なお、臨床検査の際、必要に応じて、デジタルカメラ等により動画を撮影する。

(イ) 家畜防疫員は、(ア)の臨床検査の結果、BSEを疑う場合には、(ア)の臨床検査が終了し次第、アの通報に係る事項の状況、症状に関する報告等を記載した調書を作成し、撮影した動画とともに、速やかに都道府県畜産主務課に調査の結果を報告する。

(ウ) 都道府県畜産主務課は、(ア)の臨床検査の結果、BSEを疑う場合には、速やかに動物衛生課に臨床検査の結果を報告するとともに、当該牛が当該都道府県外の農場から当該都道府県の農場又はと畜場に出荷された牛である場合には、出荷農場が所在する都道府県畜産主務課（以下「出荷都道府県畜産主務課」という。）にも当該結果を連絡する。

(エ)・(オ) (略)

(3) (略)

(4) 動物衛生研究部門による確定検査の陽性判定に備えた準備

(3)の検体を動物衛生研究部門に送付する際、都道府県又は出荷都道府県は、次に掲げる措置を講じ、その進捗状況を動物衛生課に報告する。

ア (略)

イ (3)の検査中の牛の焼却方法、当該牛の死体及び汚染物品等の処分場所への運搬方法等の検討

(2) 異常牛の発見及び検査の実施

ア 牛の所有者等から通報を受けたときの対応

都道府県は、次の場合には、直ちに家畜防疫員を現地の農場又はと畜場に派遣する。
また、都道府県は、通報者等に対し、当該農場の飼育家畜及び牛の死体等の移動を自粛するなど必要な指導を行う。

(ア) (略)

(新設)

(イ) (略)

イ 都道府県による臨床検査等

(ア) 家畜防疫員は、アの(ア)の農場又は同(イ)のと畜場において、異常牛（アの(ア)又は(イ)の通報を受け、家畜防疫員が特定症状を呈するものと認めた牛をいう。以下同じ。）及び当該牛が飼育されていた農場の同居牛に対して特定症状の有無について、徹底した臨床検査を実施する。

なお、臨床検査の際、可能な限り、デジタルカメラ等により動画を撮影する。

(イ) 家畜防疫員は、(ア)の臨床検査が終了し次第、過去の動物性加工たん白質の給与歴の有無、移動履歴、アの(ア)の通報に係る事項の状況、症状に関する報告等を記載した調書を作成し、撮影した動画とともに、速やかに都道府県畜産主務課に調査の結果を報告する。

(ウ) 都道府県畜産主務課は、(ア)の臨床検査の結果、BSEを疑う場合には、速やかに動物衛生課に臨床検査の結果を報告するとともに、当該牛が当該都道府県外の農場から当該都道府県の農場又はと畜場に出荷された牛である場合には、出荷農場が所在する都道府県畜産主務課（以下「出荷都道府県畜産主務課」という。）にも当該結果を連絡する。

また、(イ)の調査の結果、当該牛が満12か月齢まで当該都道府県以外の農場で飼育されていたことが判明した場合、都道府県畜産主務課は、飼育されていた農場が所在する都道府県畜産主務課に関連情報を速やかに連絡する。

(エ)・(オ) (略)

(3) (略)

(4) 動物衛生研究部門による確定検査の陽性判定に備えた準備

(3)の検体を動物衛生研究部門に送付する際、都道府県又は出荷都道府県は、次に掲げる措置を講じ、その進捗状況を動物衛生課に報告する。

ア (略)

イ 疑似患畜の焼却方法、同居牛の扱い、患畜・疑似患畜の死体及び汚染物品等の処分場所への運搬方法等の検討

ウ (3)の検査中の牛の過去の飼料給与状況、動物性加工たん白質の給与履歴の有無、移動履歴、同居牛の有無の把握及び飼料規制上の問題の有無の確認

(5) (略)

2 厚生労働省による検査

(1) 食肉衛生検査所におけるスクリーニング検査

と畜場の所在する都道府県畜産主務課は、都道府県食品衛生主務課から、と畜後のスクリーニング検査において陽性となった旨の連絡を受けた場合には、直ちに、動物衛生課、出荷都道府県畜産主務課及び当該牛から生産されたもの（枝肉、内臓、蹄等）が所在する都道府県の畜産主務課にその旨を連絡する。その後、関係都道府県では次の措置を講じ、その旨を動物衛生課に報告する。

ア と畜場の所在する都道府県は、次に掲げる措置を講ずる。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 当該牛の過去の飼料給与状況、動物性加工たん白質の給与履歴の有無、移動履歴、同居牛の有無の把握及び飼料規制上の問題の有無の確認
(削る。)

イ・ウ (略)

(2) (略)

第4 病性等の判定

1 (略)

2 患畜及び疑似患畜の判定

1の病性の判定の結果に基づき、次の(1)に該当する牛を患畜と判定し、(2)のいずれかに該当する牛を疑似患畜と判定する。

(1) (略)

(2) 疑似患畜

ア (略)

(削る。)

イ 第3の1の(5)の動物衛生研究部門による確定検査（同(2)のイの(イ)の検査で陽性となった場合において、都道府県から動物衛生研究部門に送付があったときに行われる確定検査を除く。）又は第3の2の(2)の厚生労働省による確認検査の結果、陽性とも陰性とも判定できず、他の検査の結果、小委の委員等の専門家の意見等を踏まえ、疑似患畜とすることが適当であるとされた牛

ウ 動物衛生研究部門による確定検査を実施している牛の農場以外においても、疑似患畜となる可能性がある牛が特定された場合には、当該牛の移動を自粛するよう指導するとともに、他の都道府県で当該牛が飼育されている場合は、当該他の都道府県の畜産主務課に連絡し、連絡を受けた都道府県畜産主務課は、当該牛の移動を自粛するよう指導

(5) (略)

2 厚生労働省による検査

(1) 食肉衛生検査所におけるスクリーニング検査

と畜場の所在する都道府県畜産主務課は、都道府県食品衛生主務課から、と畜後のスクリーニング検査において陽性となった旨の連絡を受けた場合には、直ちに、動物衛生課、出荷都道府県畜産主務課及び当該牛から生産されたもの（枝肉、内臓、蹄等）が所在する都道府県の畜産主務課にその旨を連絡する。その後、関係都道府県では次の措置を講じ、その旨を動物衛生課に報告する。

ア と畜場の所在する都道府県は、次に掲げる措置を講ずる。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 疑似患畜となる可能性がある牛を特定するための疫学調査

(エ) (ウ)の疫学調査の結果、検査を実施している牛の農場以外においても、疑似患畜となる可能性がある牛が特定された場合に、当該牛が飼育されている農場が所在する都道府県畜産主務課への連絡（連絡を受けた都道府県は、当該牛の移動を自粛するよう指導）

イ・ウ (略)

(2) (略)

第4 病性等の判定

1 (略)

2 患畜及び疑似患畜の判定

1の病性の判定の結果に基づき、次の(1)に該当する牛を患畜と判定し、(2)のいずれかに該当する牛を疑似患畜と判定する。

(1) (略)

(2) 疑似患畜

ア (略)

イ 患畜と疫学的な関連性が高いと判断される牛であって、満12か月齢になるまでの間に、生後12か月以内の患畜と同居したことがあり、かつ、当該患畜と同じ飼料を給与されたもの（ただし、飼料の給与状況についての調査結果が得られない場合は、当該患畜の生まれた農場（牛群）において、当該患畜が産まれた日の前後12か月の間に生まれた牛）

ウ 第3の1の(5)の動物衛生研究部門による確定検査（ただし、同(2)のイの(イ)の検査で陽性となった場合において、都道府県から動物衛生研究部門に送付があったときに行われる確定検査を除く。）又は第3の2の(2)の厚生労働省による確認検査の結果、陽性とも陰性とも判定できず、他の検査の結果、小委の委員等の専門家の意見等を踏まえ、疑似患畜とすることが適当であるとされた牛

第5 病性等の判定時の措置

1 関係者への連絡

(1) 都道府県畜産主務課又は出荷都道府県畜産主務課は、動物衛生課から、牛が患畜又は疑似患畜（第4の2の(2)のイに該当するものを除く。第6の1の(1)、2の(2)並びに7の(1)及び(2)を除き、以下同じ。）であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び発生農場の所在地（市町村等）について、電話、電子メール、ファクシミリ等により連絡する。

ア～キ （略）

(2) （略）

2 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

(1) 農林水産省は、患畜又は疑似患畜である旨の判定後、速やかに、農林水産大臣を本部長とする農林水産省牛海綿状脳症防疫対策本部（以下「農林水産省対策本部」という。）を開催し、必要な防疫措置等を定めた防疫方針を決定する。

ただし、円滑かつ的確な防疫措置を実施する上で特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

(2) （略）

(3) 都道府県は、(1)の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実施するため、患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、関係部局で構成する都道府県牛海綿状脳症防疫対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）を開催する。

ただし、円滑かつ的確な防疫措置を実施する上で特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

(4)～(8) （略）

3 報道機関等への公表

(1)～(4) （略）

(5) 報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。

①・② （略）

③ 非定型BSEについては、飼料を介して広がるものではなく、孤発性の発生である旨、周知すること。

4 （略）

第6 発生農場等における防疫措置

1 疑似患畜の処分

(削る。)

(削る。)

(1) 第4の2の(2)のイに該当する疑似患畜の処分（家伝法第20条第1項の病性鑑定のために当該疑似患畜を殺すことをいう。以下同じ。）は、原則として都道府県が定める施設の要件を満たす死亡牛の保管施設等で行う。

第5 病性等の判定時の措置

1 関係者への連絡

(1) 都道府県畜産主務課又は出荷都道府県畜産主務課は、動物衛生課から、牛が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び発生農場の所在地（市町村等）について、電話、電子メール、ファクシミリ等により連絡する。

ア～キ （略）

(2) （略）

2 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

(1) 農林水産省は、患畜又は疑似患畜（ただし、第4の2の(2)のイに該当するものを除く。）である旨の判定後、速やかに、農林水産大臣を本部長とする農林水産省牛海綿状脳症防疫対策本部（以下「農林水産省対策本部」という。）を開催し、必要な防疫措置等を定めた防疫方針を決定する。

ただし、円滑かつ的確な防疫措置を実施する上で特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

(2) （略）

(3) 都道府県は、(1)の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実施するため、患畜又は疑似患畜（ただし、第4の2の(2)のイに該当するものを除く。）であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、関係部局で構成する都道府県牛海綿状脳症防疫対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）を開催する。

ただし、円滑かつ的確な防疫措置を実施する上で特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

(4)～(8) （略）

3 報道機関等への公表

(1)～(4) （略）

(5) 報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。

①・② （略）

(新設)

4 （略）

第6 発生農場等における防疫措置

1 疑似患畜の殺処分等

(1) 家畜防疫員は、第4の2の(2)のイに該当する疑似患畜については、当該疑似患畜の所有者に対し、家伝法第14条第1項の隔離を指示する。

(2) 都道府県知事は、(1)で隔離された疑似患畜の所有者に対し、家伝法第17条第1項の規定に基づき、殺処分を命じる。

(3) 第4の2の(2)のイ及び同イに該当する疑似患畜の殺処分は、原則として都道府県が定める施設の要件を満たす死亡牛の保管施設等で行う。

(2) やむを得ず農場において処分を行う場合には、必要に応じ、次の措置を講じる。

ア・イ (略)

(3) 処分は、作業者の安全を確保することに留意し、麻酔剤を使用するなど、可能な限り動物福祉に配慮をした上で行うとともに、牛の所有者、防疫措置従事者等の心情にも十分配慮する。

(4) (1)で処分された牛について、死亡牛の保管施設等で、第3の1の(2)のイの(ホ)の病性鑑定のための検査材料(脳)の採取を行い、病性鑑定を実施する。

(削る。)

2 患畜及び疑似患畜の同居牛の措置

(1) 家畜防疫員は、家伝法第14条第3項の規定に基づき、患畜(非定型BSEを除く。以下本項において同じ。)又は疑似患畜の同居牛、患畜又は疑似患畜が満12か月齢まで飼育されていた農場で飼育されている牛等の飼育者に対して、必要に応じて21日を超えない範囲内において期間を限り、当該牛の移動の制限を指示した上で、当該期間内における特定症状及びBSE関連症状の有無を確認し、都道府県畜産主務課にその結果を連絡する。

また、当該都道府県畜産主務課は、動物衛生課にその結果を連絡する。

(2) (1)の結果、BSEである可能性が高い牛が確認された場合、動物衛生課は、小委の委員等の専門家に対して、家伝法第20条第1項の病性鑑定の実施について意見を聴取する。その結果、病性鑑定の実施が必要とされた場合、動物衛生課と協議の上、当該牛を第4の2の(2)のアの疑似患畜とし、病性鑑定を実施する。

(3) (略)

3 (略)

4 汚染物品の処理

(1) 家伝法第23条第1項の規定に基づき、患畜又は疑似患畜の分娩後に排出された胎盤等BSEプリオンによる汚染のおそれがある物品の所有者は、当該物品を汚染物品として、800℃以上で焼却されたことを確認する。

ただし、患畜又は疑似患畜の生存時の当該患畜又は疑似患畜に由来する糞尿、生乳、精液、国際受精卵移植学会(International Embryo Transfer Society)の勧告に従って採取され、取り扱われた受精卵及び未受精卵は、汚染物品に当たらない。

(2) (略)

5 (略)

6 疫学情報の収集

(1) 都道府県は、動物衛生課から、第4の2により、牛が患畜(非定型BSEを除く。以下(2)において同じ。)又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、発生農場等における牛の飼育状況、給与飼料等の情報を徹底して収集する。

その際、都道府県は、動物衛生課、関係都道府県及び市町村並びに独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人農林水産消費安全技術センター等の関係機関と連携して、飼料、動物用医薬品等への肉骨粉等の混入の可能性の有無等を確実に把握する。

(4) 畜舎外で殺処分する場合には、必要に応じ、次の措置を講じる。

ア・イ (略)

(5) 殺処分は、作業者の安全を確保することに留意し、麻酔剤を使用するなど、可能な限り動物福祉に配慮をした上で行うとともに、牛の所有者、防疫措置従事者等の心情にも十分配慮する。

(6) (3)で殺処分された牛について、死亡牛の保管施設等で、第3の1の(2)のイの(ホ)の病性鑑定のための検査材料(脳)の採取を行い、病性鑑定を実施する。

(7) 都道府県は、必要に応じ、民間獣医師及び獣医師以外の畜産関係者に協力を求め、家畜防疫員の指導の下、殺処分を完了させる。

2 患畜の同居牛の措置

(1) 家畜防疫員は、家伝法第14条第3項の規定に基づき、患畜の同居牛、生後12か月まで患畜が飼育されていた農場で飼育されている牛等、患畜となるおそれがある牛の飼育者に対して、21日を超えない範囲内において期間を限り、当該牛の移動の制限を指示した上で、当該期間内における特定症状の有無を確認し、都道府県畜産主務課にその結果を連絡する。また、当該都道府県畜産主務課は、動物衛生課にその結果を連絡する。

(2) (1)の結果、BSEである可能性が高い牛が確認された場合、動物衛生課は、小委の委員等の専門家に対して、家伝法第20条第1項の病性鑑定の実施について意見を聴取する。その結果、病性鑑定の実施が必要とされた場合、動物衛生課と協議の上、当該牛を疑似患畜とし、病性鑑定を実施する。

(3) (略)

3 (略)

4 汚染物品の処理

(1) 家伝法第23条第1項の規定に基づき、患畜の分娩後に排出された胎盤等BSEプリオンによる汚染のおそれがある物品の所有者は、当該物品を汚染物品として、800℃以上で焼却されたことを確認する。

ただし、患畜の生存時の当該患畜に由来する糞尿、生乳、精液、国際受精卵移植学会(International Embryo Transfer Society)の勧告に従って採取され、取り扱われた受精卵及び未受精卵は、汚染物品に当たらない。

(2) (略)

5 (略)

6 疫学情報の収集

都道府県は、動物衛生課から、第4の2により、牛が患畜又は疑似患畜(ただし、第4の2の(2)のイに該当するものを除く。)であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、発生農場等における牛の飼育状況、給与飼料等の情報を徹底して収集する。

その際、都道府県は、動物衛生課、関係都道府県及び市町村並びに独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人農林水産消費安全技術センター等の関係機関と連携して、飼料、動物用医薬品等への肉骨粉等の混入の可能性の有無等を確実に把握する。

(2) また、(1)の結果、第4の2により、患畜又は疑似患畜であると判定された牛が満12か月齢まで当該都道府県以外の農場で飼養されていたことが判明した場合、都道府県畜産主務課は、飼養されていた農場が所在する都道府県畜産主務課に関連情報を速やかに提供する。

(3) (2)により連絡を受けた都道府県は2の(1)の臨床検査を実施する。

7 牛の評価

(1) 家伝法第58条の規定に基づく手当金の評価額は、疑似患畜（第4の2の(2)のアの疑似患畜をいう。以下本項及び(2)において同じ。）であることが確認される前の状態のものとし、当該牛が疑似患畜であることは考慮しない。

(2) (略)

(3) 牛の所有者等は、処分に先立ち、牛の評価額の算定の参考とするため、処分の対象となる個体ごとに、当該牛の体型・骨格が分かるように写真を撮影する。

8 と畜場におけるBSEの発生時の措置

(1) 出荷都道府県は、患畜（非定型BSEの患畜を除く。）又は疑似患畜が確認された出荷農場について、第6の6の疫学情報の収集を進める。

(2) 患畜又は疑似患畜から生産されたものが所在する都道府県は、次に掲げる措置を講ずる。
ア・イ (略)

第7 発生の原因究明

BSEのまん延防止及び再発防止のためには、感染源及び感染経路の究明が重要である。しかしながら、BSEは発生率が低く潜伏期間が長いという特徴を有しているため、因果関係の特定が困難である。このため、感染源及び感染経路の究明については、疫学的手法による分析・評価が必要である。

1 農林水産省及び都道府県は、BSEの発生の確認後直ちに、患畜（非定型BSEの患畜を除く。）又は疑似患畜（第4の2の(2)のイに該当するものを除く。）の生産地、飼料の給与状況等の疫学調査、飼料等の原材料の流通経路・成分等に関する調査を、関係都道府県及び市町村並びに動物衛生研究部門、独立行政法人家畜改良センター及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター等の関係機関と連携して実施する。

この場合、BSEは発生の機序等科学的に未解明な部分が残されていることに鑑み、その原因について、あらゆる可能性について予断を持たずに調査する。

2 (略)

第8 研究の推進

BSEに関する研究については、これまで行われてきた研究により一定の成果が得られているものの、特に孤発性の疾病であるとされている非定型BSEの感染性の解明や検出技術の開発等が依然として求められており、農林水産省は、国内の動物衛生に関する唯一の専門研究所である動物衛生研究部門を中心に、国内外の関係機関とも連携しつつ、引き続き、知見の収集、試験研究の推進等に努める。

第9 その他

1・2 (略)

3 農林水産省は、国内外の発生状況等を踏まえた検証を関係機関と協力して進めるとともに、必要に応じて本指針を速やかに見直す。

(新設)

(新設)

7 牛の評価

(1) 家伝法第58条の規定に基づく手当金の評価額は、疑似患畜であることが確認される前の状態のものとし、当該牛が疑似患畜であることは考慮しない。

(2) (略)

(3) 牛の所有者等は、殺処分に先立ち、牛の評価額の算定の参考とするため、殺処分の対象となる個体ごとに、当該牛の体型・骨格が分かるように写真を撮影する。

8 と畜場におけるBSEの発生時の措置

(1) 出荷都道府県は、出荷農場の同居牛について、疑似患畜となる可能性がある牛を特定し、疑似患畜の病性鑑定等を行うとともに、疫学情報の収集を進める。

(2) 患畜から生産されたものが所在する都道府県は、次に掲げる措置を講ずる。
ア・イ (略)

第7 発生の原因究明

BSEのまん延防止及び再発防止のためには、感染源及び感染経路の究明が重要である。しかしながら、BSEは発生率が低く潜伏期間が長いという特徴を有しているため、因果関係の特定が困難である。このため、感染源及び感染経路の究明については、疫学的手法による分析・評価が必要である。

1 農林水産省及び都道府県は、BSEの発生の確認後直ちに、患畜又は疑似患畜（ただし、第4の2の(2)のイに該当するものを除く。）の生産地、飼料の給与状況等の疫学調査、飼料等の原材料の流通経路・成分等に関する調査を、関係都道府県及び市町村並びに動物衛生研究部門、独立行政法人家畜改良センター及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター等の関係機関と連携して実施する。

この場合、BSEは発生の機序等科学的に未解明な部分が残されていることに鑑み、その原因について、あらゆる可能性について予断を持たずに調査する。

2 (略)

第8 研究の推進

BSEに関する研究については、これまで行われてきた研究により一定の成果が得られているものの、特に孤発性の疾病であることが示唆されている非定型BSEの感染性の解明や検出技術の開発等が依然として求められており、農林水産省は、国内の動物衛生に関する唯一の専門研究所である動物衛生研究部門を中心に、国内外の関係機関とも連携しつつ、引き続き、知見の収集、試験研究の推進等に努める。

第9 その他

1・2 (略)

3 将来的な防疫措置の検討に資するため、第8で得られた研究結果、国内外の発生状況等を踏まえた検証を関係機関と協力して進めるとともに、必要に応じて本指針を速やかに見直す。